

議案第 10 号

三朝町職員定数条例を次のように定めるものとする。

昭和廿八年拾貳月拾六日

提出

三朝町長

坂

出

雅



昭和廿八年拾貳月拾六日

議決

三朝町議会議長

天

野

廉



昭和廿八年三朝町条例第 号

三朝町職員定数条例

第一條 この条例で職員とは町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会の事務部局に常勤する地方公務員（雇用人並びに嘱託を含み助役、収入役、固定資産評価員及び二箇月以内の期間を定めて雇入れられる者を除く）をいう  
 第二條 職員の定数は左に掲げる通りとする

機関の区分	職員の区分	定数
町長補助機関	一 事務職員 主事 記 書記 補 保母 手 保母 託 嘱託 人 産産 人 備備 人 二 技術職員 技術 師 技技 手 技技 人 備備 人	通じて 六 三 人

議 会	選挙管理委員会	監 査 委 員 会	公 平 委 員 会	固定資産評価委員会	農 業 委 員 会	教 育 委 員 会	合 計
議 長 書 記 補 託	書 記 長 書 記	書 記	書 記	書 記	書 記	教 育 長 主 事 書 記 書 記 補 託	七 八 人
通じて							七 八 人
当分の間併任とし本務職員を置かないものとする							一 〇 人

第三條 前條に掲げる職員の当該事務部局内の配分はそれぞれ町長、議長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会又は教育委員会が定める

附 則

1. この条例は公布の日から施行する
2. 三軒町職員定数条例（昭和二十八年三軒町条例第五号）は廃止する